

ID: 108

担当部署: 総合政策部 スポーツ・合宿推進課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	名寄市北体育館条例 第17条第2項において読み替える場合の第15条第2項本文		
例規番号	平成18年条例第103号		
<p>【根拠条文】 (利用料金) 第15条 北体育館の利用料金は無料とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第10条第6号に定めるものが利用するときは、指定管理者に北体育館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。利用料金の算出において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認めたときは、この限りでない。</p> <p>3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>4 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和4年7月29日